

学校施設の防犯

文部科学省の取り組み

文部科学省では、平成14年から学校安全の充実に取り組む「子ども安心プロジェクト」を推進している。これを受けて、学校施設の防犯対策の在り方を総合的に提言した「学校施設の防犯対策について」（平成14年11月）を策定するとともに、平成15年8月と平成16年1月に「学校施設整備指針」を改訂し、学校施設の防犯対策に関する規定の充実を図っている。

また、「学校施設整備指針」における防犯対策に関する規定について分かりやすく解説した手引書として「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」（平成16年9月）を作成し、周知を図っている。

◆学校施設の防犯が推進される要因となった事件

- 平成11年…京都市立日野小学校の校庭内において、小学2年生が不審者に包丁で殺害される。
 - 平成13年…大阪教育大学付属池田小学校に包丁を持って侵入した男が1、2年生の教室に乱入し、児童8人死亡、教師を含む15人が重軽傷となる。
 - 平成15年…宇治市立宇治小学校で、給食中の小学校1年生の教室に男が侵入し、児童2名が傷害。
 - 平成17年…寝屋川市中央小学校で17歳の少年が教員1人を殺害、教員2人に傷害を与える。
- 警察庁統計資料によれば、平成20年度の学校における刑法犯罪件数は35,226件で、平成16年に比べて約80%に減少しているが、依然として高い水準である。

学校施設における防犯対策の視点

防犯環境設計（物理的環境設計による犯罪防止の手法で、接近・侵入の制御、視認性の確保、領域性の強化の3点が主な基本原則）の考え方を踏まえ、次の対策を計画的に講じることが重要である。

① 来訪者を確認できる施設設計

外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止する。門の設置場所や構造に留意すること、正門や通用門を見通せる位置に職員室や事務室等の管理諸室を配置すること、外部からの出入り

を的確に管理するために来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

② 視認性や領域性を重視した施設計画

学校施設の防犯性を高めるため、敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるように計画する。さらに、どの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意することが必要。門・囲障の設置や防犯監視システムの導入等により、物理的かつ視覚的にも守るべき範囲を明確化する計画が望ましい。

③ 通報システムの各教室等への導入

不審者の侵入防止だけではなく、万が一侵入された場合の対応も不可欠。緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等を迅速に行うための通報システムを各学校へ導入する。

（「学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書」より）

自治体の取り組みの例

●京都市

所管する学校の防犯対策整備を計画的に推進。具体例として、防犯カメラ等の機器整備の計画的な実施、「花と緑のグリーンベルト」による視認性の確保、住民ぐるみでの地域の安全管理の推進、防犯用緊急連絡インターホンの設置などが挙げられる。

●東京都杉並区

区全体の総合安全対策を策定する一方で、学校ごとに独自性を考慮して対応。安全点検と継続的な整備を実施している。

●愛媛県砥部町

全小中学校・幼稚園に、無線式・有線式を併用した来訪者監視システムを導入した。

●秋田市

市立小学校において、登校後出入口を1箇所に限って警備員を配置。また、職員室から直接確認できない通用口にセンサー、インターホン等を設置した。